

昭和四十九年六月招集

第二回館山市議會定例会會議錄第三号

館山市議會

目次

日時	二
場所	二
出席議員	二
欠席議員	二
出席説明員	二
出席事務局職員	二
議事日程	二
開議	三
報告第一号	三
議案第四十七号	三
議案第五十号	三
議案第五十一号	一一
議案第五十二号	一一
議案第五十三号	一一
議案第五十四号	一一
議案第五十五号、議案第五十六号	一一
議案第五十七号	二六
議案第五十八号	二六
議案第五十九号	二七
議案第六十号	二七
議案第六十一号	三〇
日程の追加・議案第六十二号	三一
日程の追加・常任委員会委員の選任	三四

閉会	三五
本日の会議に付した事件	三六

十、昭和四十九年六月十七日(月曜日)午前十時

一、館山市役所議場

一、出席議員 二十九名

一番	吉田 勇治郎	二番	林 豊
三番	流山 源次郎	四番	鈴木 稔
五番	近藤 好雄	六番	栗原 一雄
七番	渡辺 昭夫	八番	石井 武敏
九番	辻田 実	十番	渡辺 軍治郎
十一番	山本 昇	十二番	藤田 益治
十三番	五十嵐 昇	十四番	伊賀 多朗
十五番	和田 一郎	十六番	辻井 謹爾
十八番	安西 益男	十九番	島野 茂樹郎
二十番	君塚 喜三	二一番	鈴木 市蔵
二二番	田村 源治郎	二三番	菊井 敏博
二四番	西村 真次	二五番	安沢 徳順
二六番	飯田 義男	二七番	望月 照正
二八番	田中 祿郎	二九番	秋山 六三郎
三〇番	速山 ヨネ子		

一、欠席議員 なし

一、出席説明員

第一号に同じ

一、出席事務局職員

第一号に同じ

一、議事日程(第三号)

昭和四十九年六月十七日午前十時開議

日程第一 報告第一号 財団法人館山市開発公社の経営状況説明書の提出について

日程第二 議案第四十七号 館山市印鑑条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

日程第三 議案第五十号 館山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

二日程第四 議案第五十一号 館山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第五 議案第五十二号 館山市酪農振興事業資金利子補給条例の一部を改正する条例の制定について

日程第六 議案第五十三号 館山市消防賞じゅつ金条例の一部を改正する条例の制定について

日程第七 議案第五十四号 館山市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

日程第八 議案第五十五号 館山市に生じた土地の確認について

議案第五十六号 館山市に生じた土地を市の区域内に編入することについて

日程第九 議案第五十七号 館山市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

日程第十 議案第五十八号 市道路線の変更について

日程第十一 議案第五十九号 参議院議員の通常選挙における投票管理者及び投票立会人の報酬額に関する臨時特例条例の制定について

一内加

十

日程第十二 議案第六十号 損害賠償の額の決定について
日程第十三 議案第六十一号 損害賠償の額の決定について

開 議 午前十時十七分開議

○議長（吉田勇治郎君） 本日の出席議員数二十六名、これより第二回市議会定例会第三日の会議を開会いたします。本日の議事はお手もとに配付の日程表により行ないます。

この際申し上げます。本日の議事案件の内容説明は全て終つておりますので、直ちに質疑より行ないます。

議案の上程

○議長（吉田勇治郎君） 日程第一、報告第一号財団法人館山市開発公社の経営状況説明書の提出についてを議題といたします。

報告第一号 財団法人館山市開発公社の経営状況説明書の提出について

質疑 応答

○一番（渡辺軍治郎君） ニページの損益計算書の問題についてお伺いします。

分譲土地の売り上げ一億六千六百八十五万二千八百円ですが、これはグリーン開発に売却したものだと思ひますが、この売却をめぐつてどのような競争入札がやられたのか、この点についてひつお伺いします。

それからミンクの売り上げについてですが、百三十八万四千円計上されておりますが、ミンクの人件費や飼料費、そういうもの

を見て一体どのくらいの利益になっているのか。経費のほうでは需用費かなんが入っているんじゃないかと思ひますが、明細がわかりませんのでミンクに限つてお伺いします。

それから四ページの貸借対照表の損益勘定の関係ですが、貸倒準備金の繰り入れが六百七十七万五千二百三十九円ありますが、これは貸借対照表では資産の部の中で落としてあるようになっておりますが、財産目録を見ますとこれは引当金勘定の貸倒準備金として計上されておりますが、わかりやすくするために各種引当金と同じように帳簿上の取り扱ひをするのがいいことじゃないかと思ひます。その点は経理上の問題ですが、同じく損益計算の車両運搬具売却損として二万七千八百七十九円計上されておりますが、これが損金ならば差引勘定になると思ひますが、引当金の繰り入れというところに入つておりますのでこれはどうなのか。もしこれが引当金とすれば貸借対照表の中に、あるいは財産目録の中に当然入ってくる数字だと思ひますが、そういうところがわからないのでそういう点について質問いたします。

それから七ページのグリーン開発の受取手形が七千五百五十九万二千四百円ありますが、金融引き締め、あるいは物価の高騰という中でこの受取手形の支払ひの、受け取りの確実性があるのかどうか。その点についてお伺いします。

それから九ページの理事会の決議事項の中に三号と十九号に損失補償についてという項がありますが、どういう損失補償をしたのかお聞かせ願ひたいと思ひます。

四十九年度の事業計画の中で道路の舗装についてですが、長須賀の開発公社で開発した団地の道路の舗装はこの中に含まれてい

るのかどうか。

それから先日議会で問題になりましたあの団地に行く熊野神社のところの橋ですが、あれは公社がやるのか、それとも市の土木関係でやるのか。当然団地をつくってあそこへ行く道は公社でもってやったのではないかと思いますが、そういう事業内容についてお伺いしたいと思います。

○企画課長（伊藤幸太郎君） お答え申し上げます。

まず売り上げの關係でございすけれども、分譲土地の売り上げが一億六千六百萬あまりでございす。その内訳といたしましては、いまお話にも出ましたようにグリーン開発に對します平砂浦の売り上げが一億六千五百三十三万二千元でございました。なおそのほかに団地一部の売り上げがございまして、合計いたしました一億六千六百八十五万二千八百円ということに相なっております。なお、ミンクの問題でございすけれども、これは事業報告にも書いてございすとおりの昨年製品化しまして、その製品を売却した総売上金でございす。この内訳を簡単に申し上げますと、大体えり巻を七十四頭分製品化しまして売り上げたものでございす。

それから貸倒準備金の件でございすけれども、これは貸借対照表の中に売掛金に對しますものと受取手形に對します貸倒準備金が計上してございす。その合計が六ページにございす。以外の引当金として、それ以外に六ページの引当金は住宅団地の舗装工事とか、あるいは舗修工事とか、青柳団地復旧工事等でございす。そういうことになっております。

次に受取手形の問題でございす、これは一億六千五百十三

万二千円の平砂浦団地の売却に對しまして受け取り手形決済をしたわけでございす、そのうち七千五百五十九万二千円、これがいわゆる三月中に入りまして決算されましたもの以外、七千五百五十九万二千四百円のいわゆる決算残があつたわけでございす。それで約束いたしましたは四月に四千万、それから五月に二千万、六月に残の千五百万余でございす、そのような約束で手形決済することになっておつたわけでございす、去る六月十五日に全額これは決済済みでございす。

それから理事会の件でございす、損失補償についてと申しますのは、市の議会で損失額の増額をお願いするためのお願いの理事会の議案でございす。

それから長須賀の道路の問題でございす、これは御承知かと思ひますけれども、長須賀団地につきましては舗装費が売却費の中に含まれてなかつたわけでございす。他の団地につきましてはこれは全部預かり金としてあるわけでございすけれども、長須賀団地につきましてはそういうものはございせん。でございすのでなかなか舗装の問題については問題があるかと考えますけれども、現在の状況からいたしましては当然何らかの形におきまして道路の舗装の問題を考へていきたいと考へております。たとへば新たに負担金のものを皆さんからある程度ちやうだいして、そして公社の資金を投入いたしました道路舗装をする。これも一つの方法かと思ひます。しかしながらこれはまだ理事会等におはかりしてございせんので、いづれこの問題につきましては近々理事会等におはかりして結論を出してみたい、このように考へております。

熊野神社の橋の問題でございますが、これは私から申し上げるのはいかがでしょうか、これは市道の一部であるはずでございますので、当然土木さんのほうでお願いすることになるかと考えております。

以上でございます。

〇一〇番(渡辺軍治郎君) 私がお聞きしたのは分譲土地の金額の問題じゃないんですよ。入札の経過についてお伺いしたんですが話によると数社あったのが二社に絞られるということで、しかも入札の競争の差額が十七万そこらの差で落ちているということを知っておりますが、そこらの経過の問題について。これは一中のあと地の売却問題も出ておりますので。

大体土地の買い上げとか払い下げの問題ではかなり一般的に言えば疑惑がもたれるような問題でありますので、競争入札といつて裏で取り引きがあるというのが従来からの例なんです。話を聞きますと坪三万五千円の協定価格として業者の間にわかつていた、そこで入札が行なわれたというように聞いているので、それから、そういうことについて経過的な説明をお願いしたい。

〇企画課長(伊藤幸太郎君) 入札の経過の問題でございますけれども、これはあそこを前々からぜひ話してほしいという申し入れが数社ございました。でございますが、昨年十二月に、これは相当申し込みもあるのでその中から一社を選んで随意契約的なもので進めることはなかなかむずかしいことだということで指名競争入札ということで考えていこうということに相なりまして、申し入れを受けました数社に対して日取りとその他、通知を全部発送したわけでございます。入札の問題の。そういたし

ますと当日参加しましたのは二社でございます。その二社によりまして入札をいたしました結果、先ほど来申し上げております金額で落札になったということであります。

いまお話の中で事前に云々というお話でございますけれども、これは私どもは全然関知もいたしておりませんし、やはり競争入札という一つの形の中で処分をするという方針で進んだわけでございます。

〇一〇番(渡辺軍治郎君) この競争入札ということは非常にむずかしいことだと思っております。数社あったのが最後に二社残る、しかもこれは千代田観光とグリーン開発と二つ残って、大体協定値段がわかっておいて、わずか十七万そこらの差で落ちるといふことになりますると、結局もう少し値をよく売ろうとしてもなかなか競争入札が指名競争入札のようにかわって、その間の裏取引がどうあったかわかりませんが、大体競争入札といつても名前はいかに公正のように聞こえますけれども、経過を見るとちょっと疑惑が持たれるような節もありますので、これは一中の問題も出ておりますからそういう点では十分気をつける必要があるんじゃないかというように心配があるんで質問したわけです。

それから車両売却の説明がなかったんですが、それとミンクの問題ですね。私が聞いたのは大体ミンクが採算に乗るのかどうかということが一つ問題であるわけです。人件費や飼料、その他を含めてどのように採算に合っているのかその点をお聞きしたわけです。

〇農産課長(石井 謀君) ミンクの関係につきましてお答え申し上げます。

ミンクにつきましては御承知のように四十六年の十一月から試験的に農産課で飼育しているわけでございます。採算制についてはどうしてもやっぱり数を多くやるということが前提になるわけでございます。百頭前後でございますと副業型というような形になるわけでございますが、当初三十頭、七十頭の割りで試験的に行ってあるものでございます。三年目を迎えますでだんだん種ミンクをふやしていくんだということで採算ベースに乗せていくという考えでございます。

飼料関係で申し上げますと、現在一日一頭当たりの飼料代が十円と七十二銭かかるわけでございます。そのほかに運賃、保管料等が六円と九銭、合わせまして十六円八十一銭というような飼料代、そのほか運賃、保管料がかかるわけでございます。大体ミンクの皮にしますのは半年間育てますとミンクは成熟するわけでございます。十二月にそれをと殺しまして乾皮によって売る場合と加工に出す場合があるわけでございます。乾皮の場合はまだ経験してございません。先ほどの報告の中に取りましたミンクの売上げというのはえり巻きにした売上げでございますが、あの売上げも一部の数量でございまして第一回目の分でございます。大体半分程度を売り上げたわけでございます。第二年度分につきましては現在なめし完了いたしました今後売却というようなことに相なると思っています。現在の相場を聞きますと大体乾皮にしまして北海道が主でございますが、北海道産一匹について八千円程度、これはオスとメスを平均いたしました額でございます。大体オスのほうが大きいということで製品にして価値がございまして高いわけでございます。内産にしましては北海道よりも約一千円な

いし二千円程度落ちるといふようなことを聞いておるわけでございます。

そういうようなことからしましていろいろ諸経費等を計算しますとミンク一頭当たりのえさ代あるいは経費は大体三千円から三千五百円程度かかるわけでございます。

人件費につきましては農産課の職員が委託飼育しておりますので、市の経費より支出しておるわけでございます。

そういうような関係でございますので、現時点におきましては数が少ないということで採算制にはあつてないわけでございます。やっぱり企業型にやる場合には五百ないし千頭を目標にすれば、いまのような数字から割り出した差額が採算ベースに乗ってくるというふうな考えでやっておるわけでございます。

なお、ミンクの製品にしました内容を専門業者いろいろな見てももらいましたところが、館山市の場合は内地ではいままでも私が扱っておりました各県のものと比較しました場合に非常に毛の関係もよかつたということでございますが、汚れが若干あるというところで指摘を受けておるわけでございますので、内地産としては私も各県の製品を見まして館山市と比較しましてある程度自信を得たわけでございます。

○一〇番(渡辺軍治郎君) いまの問題でちょっと気になるのは、農産課の職員が市の支出で、人件費でやっておるわけでございますが、これは公社の一般会計の繰り入れがあります、公社の人件費と農産課の人件費はどういうことになっているのかお聞きいたします。

○農産課長(石井 謙君) ミンクを飼育する飼料代あるいは建物

の建築代とか、あるいは機械器具の購入費等一切公社で出していただくいております、それを試験飼育するための人件費のみを一般財源から出しておるわけでございます。

○一〇番（渡辺軍治郎君） 人件費だけが市の費用でまかなわれていると、公社の兼務職員の人件費はこれは六〇%とか、そういう一定の割合で市の財源に繰り入れられているわけでございますがそれとの関係をお聞きしているわけです。

○企画課長（伊藤幸太郎君） 公社で現在ミンクの飼育ということは一応名前の上におきましては営業ということになっておるわけでございますが、そもそも出発点におきましてかかっていわれる減反とかそういう際にひとつ農家の副業としてミンクの飼養は一体どうだろう、あまりこの辺ではやっておらないので試験的にやってみたらどうかというふうな事になったわけでございます。当初は市のほうでというふうなお話も若干出ておったようでございますけれども、いろいろの状況からいたしまして結果的には公社のほうでお引き受けするということになったわけでございます。実際の飼育の管理につきましては専門のいわゆる公社の職員もおりませんのでお願いをして、農産課の牧場関係もございましてその方たちのお手伝いを願って、そしてミンクの飼育管理をお願いしようということから出発しておるわけでございます。

そういうわけでございますので、現在ミンクの飼育をお願いしてございます。職員の方の本給その他につきましては市費をもつてやっておりますが、その他の出張、あるいはミンクのための研修、超過勤務手当につきましては公社の費用でまかなっております。本給につきましては市の職員としての立場でお願いをしてい

るといのが現状でございます。

○一〇番（渡辺軍治郎君） これは損益計算になっているわけです。すからミンクの売り上げが上がっていて、これに対する経費がどのくらいかかっているのか。そういう点がある程度くわしく調べて採算に乗っているのか報告できるようなししてもらいたいですよ。

いまの人件費の問題ですと当然公社の事業になっているわけですから、この中の人件費は公社としての人件費だと思っております。それとも農産課の人件費もこの中に含まれているのか、そのへんはどうなんでしょうか。

○企画課長（伊藤幸太郎君） ただいまの御質問でございますが、いまのお話では兼務職員の中にミンクの係の方が入っているかどうかという解釈でよろしいでしょうか。

○一〇番（渡辺軍治郎君） いまの説明では当初から大体市のほうでやってもらいたいということ、そのまま市の農産課の職員が人件費として、実際は市の会計から出ているわけです。しかし事業自体は公社の事業でしょう。公社のいままでの人件費というのは大体中と外のあれとかわっているか知りませんが、給与費の六〇%なりというふうなものを見込んで公社のほうから市の会計へもどしているわけです。そういう関係と違うんじゃないかと思っております。説明では、公社の事業に市の職員の人件費は市のほうから支払っている、それと公社から市の会計へ繰り入れているのは別のように受け取れるんですが、そうなんじゃないですか。

○企画課長（伊藤幸太郎君） いまお話のございましたいわれる公社のほうから市のほうに兼務職員負担金として計算されます額を

納めているわけでございますが、その中に企画課に所属してあります職員、この前お話し申し上げましたようにそれを対象として計算をしております。でございますのはつきりとミンクの関係のものも含めて云々ということは従来はしておりませんでした。

〇一〇番（渡辺軍治郎君） これはそういう点で会計上非常にいいまいなんです。市の職員が市から給与をもらって公社の仕事をしておいて、この中におそらくそういう費用がのっているのかどうか、人件費や飼料、その他を含めて経費を引いて一体どのくらいの利益があるのかそこらをはつきりしないんですよ。大体の売り上げで、北海道を例に挙げて二、三千円ぐらい低くなるんじゃないかという見通しみたいなのじゃなくて、百三十八万四千円の売り上げがあるわけです。これに見合う経費、人件費、その他はどうなっているのか。そこらを見ないと、採算に乗らないやつをいつまでも続けていてもむだだと思っただけですよ。いま大体百頭ぐらいの頭数ですけれどもこれをもっと頭数をふやす。採算ベースに乗せるには五倍ぐらいに頭数をふやすということになれば一人じゃとてもやりきれないと思うんです。そうすると人件費もふえますし、飼料、そういうものもふえて一体見通しとしてはどこまでそういうものを見通してやろうとしているのか。大体これは毎年毎年こういうようなことで続けているわけです。やっと毛皮は取れるようになりましただけでも、そういうことで採算ベースに乗るのかどうか。

また、そういう点から考えて人件費を市の経費から出していただいて、そのものはおそらくこのあれには載ってないんじゃないですか、ミンクを飼育する人件費として公社の損益勘定の中には載っ

てないんじゃないですか。そうだとすると損益計算書も相当あやふやになってくるわけです。そこからへんはどうですか。

〇企画課長（伊藤幸太郎君） 公社の費用の中に先ほど申し上げました本給的なものは載っておりません。しかしながら出張旅費、それから特別手当、そういったものにつきましまして公社経費の中から落としているわけでございます。

ミンクの将来の問題でございますが、これはあくまでも試験的にというのが本旨でございますので、まだ試験的なものの問題が残されておりまして、それらを見きわめながら先々の点は役員会等でひとつ検討したいというようなことになっております。でありますので、いまここでこうしようあしようということにつきましてはまだきまっておられません。あくまでも試験中だということでございます。

〇一〇番（渡辺軍治郎君） もしただいまのように実験の扱いだとする損益計算書は間違っているということになりますよ。人件費分は公社で支払ってないんですから。このミンクの売り上げの中にその分だけは加算されなければいけないわけです。出すべき金を出していない、公社の損益勘定としては問題があると思うんです。そういう点でもう少しそこらの点はやはり採算に乗るかどうかというようになことを検討する場合でも、そういう皆さんのことでは出てこないと思うんですよ。公社の人件費が市でまかなわれているというように関係を、ほかの手当とかそういうのはみているというように、肝心の本給がこの損益計算書の中に載っていないということではこの損益計算書は問題だと思っ

もう一つ、損益計算書の中で二万七千八百七十七円車両運搬具売却

損として計上されておりますが、この損金は損金として差引勘定になっていない、引当金勘定の中に入っている。これは一体どういうわけなんです。

○企画課長（伊藤幸太郎君） これは本年二月だったと思いますが、従来ございました営業用のライトバン自動車を買いかえたわけでございます。その際残っておりました償却分が二万なかがしてございませう。

○一〇番（渡辺軍治郎君） もし償却分として 引当分として計上するならば当然貸借対照表の中にこの分が載ってこなければならぬんじゃないですか。引当金勘定の中にそれが載ってないんです。それから財産目録の中にもそういうものがないんです。それはどうなんですか。

○企画課長（伊藤幸太郎君） これはあくまでも特別損失としていま申し上げましたように買いかえに伴います旧ライトバンの償却分、これを特別損失としてここに計上したものでございます。

○一〇番（渡辺軍治郎君） 損失なら引かなくちゃならないでしょう。全部足して五千五百九十一万一千四百四十八円になっていますよ。損金で落とすなら差し引かなくちゃ帳簿上の間違ひじゃないですか。もしこれが引き当て金だとすれば当然貸借対照表や財産目録にこの数字は載ってなくちゃならないわけですよ。損金だとすれば当然これを差し引かなければならぬわけですよ。

○企画課長（伊藤幸太郎君） いわゆる特別損失というものは、当期の利益金を算出したします中で特別損失金は差し引かれております。例えば一応申し上げてみたいと思いますが、御承知かと思えますけれども、経常利益というものがございませう。これは御承

知のとおり売上高から原価を引いたり、あるいは営業費用を引いたり、あるいは営業外収益を足したり、あるいは営業外費用を引いたりいろいろあるわけでございます。それによって経常利益が出ます。それに特別利益を加え、さらにお話の点の特別損失を引きましたものが計算されるわけでございます。そういうわけでございますのでひとつ御了解いただきたいと思ひます。

○一〇番（渡辺軍治郎君） ここに計上されております引当金勘定というのはいわば利益金の内部保留ですよ。これはかなり大きく繰り戻しが四千五百一十一万五千円ばかり計上されておりますが、それよりも一千四百万くらい多く見込んでますが、この引当金は繰り戻し、繰り入れではっきりさせるのが経理上のためですよ。これは当然二万七千八百八十七円というのは内部保留の金でしよう。合計してあるわけですから。もし損失なら差し引かなくちゃならないわけですよ。内部保留してあれば当然貸借対照表や財産目録に載らなくちゃならないわけですが、その数字が載ってないから追及してゐるんです。

○企画課長（伊藤幸太郎君） いま申し上げましたとおり特別損失という形の中はやはり一つの約束ごととしてこのような計算をされております。御承知であろうと思ひます。そういうわけでございますのでいま話題になっておりますライトバンの償却につきましても、これは利益の中から差し引かれて計算してゐるんだというところでございませう。

○一〇番（渡辺軍治郎君） 利益の中から差し引かれてませんよ。合計してますよ、引当金として。これは結局利益の保留分でしょう。大体会計上では引当金勘定そういうものが利益分の内部保留

なんでしょう。そういうものは当然貸借対照表や財産目録の中には
ほかの引当金は計上されているんですよ。ただ車両売却損という
のがないんですよ。だから了解に苦しむわけです。ただ特別損失
とかいっても大体おとしているわけですから。損金としておとす
んならここでもっておとせば貸借対照表、財産目録に載らなくて
もいいわけですよ。これも問題じゃないですか。

〇企画課長（伊藤幸太郎君） いまのいろんな御意見でございます
けれども、私どもの経理上の問題としましては、ここに掲げてご
ざいますような形の中で処理しているということで決算書を作成
したものでございます。

〇一〇番（渡辺軍治郎君） 私も若干帳簿はやってますから、大体
複式簿記でやって当然こういうものは、損益の問題は損益決
算で損金でおとすものなら損金でおとしちゃうと、話を聞くと結
局引当金に相当するもののように受け取っていますから、そうだ
とすれば貸借対照表や財産目録に載るべき性質のもんですよ。そ
うでないとおかしいんじゃないですか。

〇議長（吉田勇治郎君） 一〇番議員さん申し上げます。発言中
でございますが、暫時休憩いたしたいと思います。

午前十時五十八分 休 憩

午前十一時 十五分 再 開

〇議長（吉田勇治郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

他に御質疑ございませんか。

〇一〇番（渡辺軍治郎君） いまの問題ですが、経理上の問題だと
思いますが、車両運搬具売却損というものが特別の項を、これは
利益金からおとすべきもんだと考えます。ここに引当金を合計し

て出しているということは当然これは内部保留のような形になり
ますから、どっかのあれに載らなければならぬという問題も出
てくるのでこの問題はひとつ検討してもらいたい。

それから先ほどのミンクの人件費問題についても、市の会計の
ほうから本給が出ているというような問題についても、公社と市
との関係が非常にあいまいになっていますから、そのへんをしっ
かりやっていたきたいと思えます。

もう一つ館高の買収費ですが、売却金未収金の中に計上されて
いるのではないかと思いますが、前の説明では利子は県のほうで
もつというふうな事になっていますが、未収金の中にそういう
利子が含まれているのかどうか。そのへんちょっとお聞きしたい
と思えます。

〇企画課長（伊藤幸太郎君） 館高の問題につきましては、これは
あっせん土地の中に含まれております。現在のあり方につきましては
は一応あっせん土地のほうにふくまれるということでございます。

〇一〇番（渡辺軍治郎君） 次に最後の長須賀の団地の舗装の問題
ですが、湊団地のように土地価格の中に舗装費を入れてないとい
うことで、地元との話し合いで一部負担をしてもらいたいという
説明がありました。これは少し問題だと思っております。公社が
当然分譲土地を開発する場合にそういうようなことは最初からわ
かっていることです。いまだき舗装しない道路なんておかしな話
で、当然そういうものを考えなければならぬのに、もしそれを
理由として地元負担させるといふことであつたら、これは寄付
を強要するということになると思っております。当然市道であれば市

で負担すべきもんですが、公社が開発した土地ですから公社の責任で舗装すべきと思いますが、その点はどうなんでしょうか。

○企画課長（伊藤幸太郎君）　ご説ごもつともかと思いません。公社で全額これを負担して、公社の経営のものでございますので、すべきだという御議論は正しいと思いますが、しかし一面は他の団地との兼ね合いもございますので、先ほど申し上げましたのは一つの例としてこういう方法もあるんじゃないかならうかということでございます。負担金をちょうだいしてやりましょうということではございません。ただそういう方法も考えられる問題だろうと思えます。そういう意味で申し上げたわけでございます。舗装の問題につきましてはなるべく早い機会に何とか結論を出して、団地内の皆さんの御要望にできるだけ添いたいという考え方でございます。

○一〇番（渡辺軍治郎君）　この問題は一般の舗装との問題もありますから、公社が開発した団地ならば公社が責任をもってやるようにお願いして私の質問を終わりたいと思います。

○二三番（菊井敏博君）　平砂浦の土地について一点だけ伺いたいと思います。この平砂浦の土地については売るときに、この土地の關係が自然公園法に關係してあるので形状変更、宅造關係、建築等の關係の許可の確認、見通しが県と話がついて売っているのか売っていないのか、その点を一点だけ。

○企画課長（伊藤幸太郎君）　実際問題としましてはそういうった手続き等してございません。ただしやはりあそここの場所の問題もございまして、今後処分先のグリーン開発におきまして、一応の計画は出ておりますけれども、細部にわたりますしては今後十分接

触しながら、地元の御要望もあるようでございますのでやっつけたい。その中でいまお話の出ましたような關係を明らかにしてまいりたいというふうに考えております。

○二三番（菊井敏博君）　ということは、私のお聞きしたのは企画課で許可の権限、許可の認可を与えているわけですね。指導要綱に基づいて。その企画課とあなたのところの開発公社が二枚看板でやっておるといふ不合理なものがあるわけでございます。もしこの土地が県のほうに形状変更、宅造許可、建築許可というふうなものがある場合、買った人間が申請して宅造許可がだめだ、要するに形状変更まかりならぬ。あなた方がこういうものをつくってくれといつても県が許可しないといった場合、一億六千万の売った金額に対しての場合によっては開発公社が損害金を払ってもう一回買い戻さなければならぬという事態も起こり得るといふこともあるわけです。そういうことを心配するので少なくとも企画課と開発公社が席を並べてやっておるのならばこういうものを確認してやるのが当然じゃないかということをお聞きしているわけです。その点の考え方も一度御説明願いたい。さらに、これは指名競争入札ということで、私は文句は言いませんけれども、館山市の中にああいう問題について旅館をやりたいとかという人も二、三いたか見えただけですけれども。あなた方の指名競争入札のやり方というものが公示から一週間かそこら実際には手もとに届いてから二日か三日のうちに一億五千万、二億の金をつくらなければならぬという、入札の方法が不明朗なんでこの点今後どのようにしていくかお聞きしたいと思えます。

○企画課長（伊藤幸太郎君）　自然公園法等いわゆる法律的問題

のからみが当然出てまいります。これは御説のとおりですが。この問題につきましてもたまたま企画課のほうでいわゆる指導要綱に従いました開発の問題を進めておりますので、そういうものとかみ合わせながらひとつ十分県あたりとも相談をしながら具体的な問題点に入ってまいりたいと考えておりますし、大体私どもの見通しとして県のほうの大かたの御了解が得られるだろうという範囲で仕事をさせていきたい。というような基本的な考え方で進みたいと考えております。

それからいわゆる入札の問題でございますけれども、入札の条件といたしまして予定価格の確か二割だと思えますが、ちょっと忘れましたが、何割かを保証金として納めなさい。そして入札に参加する資格を得なさいということをお願いしたわけでございます。で、もう相当申し入れを受けてから経っておりますので、事前に電話連絡もいたしますし、正式の文書も差し上げて、そして入札の期日を御案内申し上げたわけでございます。その結果たまたま申し上げましたような他の方の御参加がございませんのであのような形になったわけでございます。

〇二三番（菊井敏博君） 確認いたします。ひとつ間違いないように、あとで売った方とのトラブルがないように指導については万全の措置をしていただきたいということ、またあの辺一体にかけては館山市としては開発してもいいんだという区域であるというふうに解釈してよろしいわけですね。

それと、いま入札の関係のことをお聞きしたんですけれども、幾ら保証金積んでも一回金額一億五千万、二億の用途がつかないものについては、なかなか保証金積んで入札できないんですよ。

その点もう少し条件をつけて、一般公開入札、指名競争入札にしてももう少し期間をとって今後入札できるようにお願いしたいと思えます。

それから確認ですけれども、あの土地につきましては坪七千円で買った土地、一万六千円で買った土地があるというふうに聞いておったんですけれども、その差額については地元で仕事かなかで還元するというようなお話があったようにも聞いておるんですが、その点いかがでしょうか。確認のため。

〇企画課長（伊藤幸太郎君） あそこ場所がたまたま共有地であるとか、あるいは部落全体の持ち物であるとかというようにございまして、いまお話にも出ましたような部落全体に対しましていわゆる施設等におきましてある程度のめんどうをみてあげると、あるいはあげたいということも考えられるわけでございますけれども、たまたまあれは部落の共有地でもございまして、部落有でもございませぬ。個人個人の土地でございまして、部落有で部落全体に対する施設、その他のことはなかなかこれはむずかしい問題じゃないかと考えております。

ただし、部落の共有の組合共有のものが一部ございました。その部落共有に対しましては個人とは違いますので当初個人から買上げをいたしましたものよりも若干多く、いわゆる部落に対しまして施設の見返りという意味も含めまして、若干値を高く買取しております。そういう意味も含めまして。

〇二三番（菊井敏博君） 差額を還元するということはないわけですね。それだけ確認したいんですけれども。地元で公社が買うんだからあくまでも皆さん平等に買います。一万六千円で買った土

地に対して高く買ひすぎたけれども、もし売れた時点では道路か何か公社が責任を持ってつくるというふうに、還元するという話を聞いておつたんですけれども、これはあるかないか。

○企画課長（伊藤幸太郎君） 当初あの問題につきましては、企業が進出しました場合にひとつ企業さんのほうで何か特別に地域発展のために考えてもらおうじゃないかというお願いを私のほうでお願いしてみましようというお約束はしてあります。しかしながらいまのところそういう点は触れておりません。触れておりませんが場合によりましては何かしらの形によりまして事業のやり方その他の中でひとつお話をしてみたいということは考えております。

○議長（吉田勇治郎君） 本報告書に対する質疑はこのへんで終りたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。次に進ませたいでございます。

議案の上程

○議長（吉田勇治郎君） 日程第二、議案第四十七号館山市印鑑条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題といたします。

議案第四十七号 館山市印鑑条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

○議長（吉田勇治郎君） 御質疑願います。御質疑ございませんか。御質疑なしと認めます。

委員会付託の省略

○議長（吉田勇治郎君） おはかりいたします。本案を委員会付託討論を省略して、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。

採決

○議長（吉田勇治郎君） 採決いたします。本案を原案どおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。よって本案は原案どおり承認されました。

議案の上程

○議長（吉田勇治郎君） 日程第三、議案第五十号館山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第五十号 館山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

質疑 応答

○一〇番（渡辺軍治郎君） この値上げの問題については全員協議会等で話し合われておりますが、はっきりとした結論的なものはないと思っております。そういうわけで聞きたいのは、山中清

掃車の事業実態から見ればある程度の値上げはやむを得ないだろうということはわかるわけです。そこで人件費の問題なんです。実際に山中清掃車が運転手や作業員に支払っている給料は十万円出ている人が二人ぐらいであとは七万円ぐらいだと、おやじはもうけ過ぎてるといふようなことを従業員が言っているわけです。そういう実態をつかんでいるのかどうか。これは事実に基づかないと私がこういっても、私はある従業員に聞いた話ですから、いま私が申し上げました程度の人件費ではあまいきたない仕事をしている人には少な過ぎると思っております。

市のほうの試算でみますと十四万七千円、二五%値上げで十四万五千元の人件費はみておりますが、少なくとも私が山中の一千八百万という人件費から算定して四〇%人件費を上げたとしても二千五百四十四万三千円あればまかなえるわけなんです。これは市の計算で車両費をみますと千九百五十万五千円です。少なくとも車両費はみなければならぬだろう。それと四〇%人件費をアップしてもこれは二千五百四十四万三千円ですから、四千四百五十万ぐらいですか。そういうようなものがかかるということになりますと、くみ取り料の値上げもこれは相当やっぱりみてやらなければならぬんじゃないかというふうな気がします。

それで大体計算してみますと、これは四千八百七十五万三千円が人頭割りや従量制によるくみ取り料金だと推定されますが、そのほかに百四十二万八千円加えまして市の計算では五千万円のくみ取り料金の計算がされているわけです。こういうふうな関係から見て大体四〇%の値上げで計算してみますと利益金は三百十五万五千円ぐらい、山中の手もとに入る利益金です。人件費を

四〇%アップしてみても山中は三百十五万五千円ぐらいの利益がある。五〇%人件費を値上げしたとしても百三十三万七千円ぐらいの利益が残る。ですから二五%値上げして山中清掃社が相当の利益が出る。

それと浄化槽をやっているわけですが、浄化槽の申告所得が四十八年度で二百九十五万五千七百円出ています。山中が申告したこの計算書で見ますと三百五十五万一千四百円の赤字の申告を市のほうにしているわけですが、当然三百五十五万一千四百円の赤字を埋めてなおかつ二百九十五万五千七百円利益がある。合計して六百五十万七千円の利益が現在山中にあるわけです。これは浄化槽のほうだけです。ですからそう大幅な値上げをしなくても大体山中としては採算に乗るんじゃないか。いままで市のほうはこの前の値上げを了承したときも人件費が安いので人件費の分については十分監督するというようなことだったけれども、おそろく十万そこそこの七万円ぐらいの給料では人件費は上げてないと思っております。結局人件費を上げなければ行つた先でトラブルが起ころのは当然だと思っております。そういう監督が値上げをした上でできるのかどうか。その点について聞きたいと思えます。

○衛生課長（館石勘治君） 人件費の問題でございますが、私たちとしては業者は許可業者でございますので、業者自体の経営をよくさせることはもちろんでございますけれども、人件費に対しては御指摘のとおり市民と直接接触する関係上十分見てやらないととかくうわさが出てまいりますので、これらの点については業者に必ず指導するというふうに考えております。以上でございます。○一〇番（渡辺軍治郎君） この前の値上げのときでもそういう御

答弁でしたけれども、実際に人件費があまり上がってない現状からみて、安い給料で働いているという点では行き先でトラブルを起こしやすいから、その点は十分指導してやってもらいたいと思います。

もう一点。二五%値上げしますと百円、五十円ということで大體まあ一千万近く、九百万なんぼですか、一千万近い増収は結局市民が負担するわけですから公共料金の面があるわけです。三月議会で千葉県職員組合から公共料金を凍結してもらいたいという請願が採択されているわけです。いま問題なのは電気料金から私鉄、国鉄、郵便、電信電話、あるいは消費者米価の値上げ、そういうような公共料金の値上げがずっと続いているわけです。そういう点では市民が一体これからどうなるんだらうかという点でかなり心配しているわけです。そういう中でやはりくみ取り料金の値上げ、公共的な料金を上げるということは相当問題があると思うんです。

一千万近くくみ取り料金の値上げを全部市が肩がわりして凍結するということなどは、市の予算、財政上からみて相当無理があると思うんですが、その半分ぐらいは市が負担する。たとえば二十円のところを十円、五十円のところを五円というように。東京都あたりではふる銭の値上げについても公共的なものだということ、都が料金の一部を負担するというようなこともやっておりますし、千葉市では国民保険税の値上げが相当大幅になるというところで、これも市費負担で凍結するというようなこともやられておりますので、公共料金のき並み値上げという情勢の中で市がいま申し上げましたような負担をする考えがあるのか、する必

要件があると思うんですが、そういう考えがあるのかどうか。

○市長（本間 譲君） 渡辺さんの御質問でございますが、現在館山市のくみ取り料金は県下でも安いほうですね。ああいうきたない仕事で安くやらしておるし、値上げ分を市が負担するというのもいいと思いますけれども、現在のところは各人が値上げ分を負担していくことで進めてまいりたいと存じます。

○二番（田村源治郎君） 二点ばかりお伺いします。

この館山市の廃棄物の処理費の将来、これが毎年金額の値上げ、きたない、物価やいろんなものを加味して委託業者から年々出されていく。このままことしも認める。また来年度もこのまま金額を上げて認めざるを得ない。館山市はこのし尿処理に対して将来性はいかに考えているか。

それからその次は、一人百円であるということであるけれどもそれはけっこうだけれども、家庭内に三人いる。事務員じゃないけれども手伝って、事務所だということでは八百円を払っている。そうすると部落の人がきてそこに手伝っている。うちはうちで取られて部落は部落で取られる。山中が八百円だといって持っている。土地の人が働いている分は、うちはうちで取られる。八百円ずつ払っているんです。それはちょっと不合理だから、その点において課長はどう考えているのか。その点において確実なきちっとした算定方法を説明して下さい。

○衛生課長（館石勤治君） 人頭制一人八十円を百円にするということと従量制といえますか、従量制の問題でございますけれども人頭制と申しますと条例で示しますとおり一般家庭で一人幾ら幾ら、百円ということではいままでやってきたわけでございます。つ

まりきたない話ですが、家庭の中には多くする人と少なくする人もいます。それを合わせて一人幾ら幾らという関係でやっておるわけでございます。

なお、従量制のほうははかる量によってやるということやっておるわけでございます。従量制のほうで不特定多数というような事業所等に多数出入りしているところは、これは従量制でお願いしているということでございます。

料金の問題はこれは物価やら賃金ベースというようなことで重要な料金の計算資料になりますので、そのときの状況に應じまして料金改定していくのが本来の形ではないかと私はこう考えておりますので、そういった基礎資料があがってきた段階におきましてはまたお願いしたい。このように考えております。

〇二二番（田村源治郎君） 私の聞いたのは将来館山市がごみはただにする。し尿もただにするのが当然だろうと、必ずそういふうにしなければならぬし、そういうことも考えているのかい。いや、いまはできないかもしれない。民間に委託させていつまで物価が上がるけれども、ごみはなぜただにするのか。ごみだっで銭を取ればいい。し尿をただにする気持ちはないのか。当然ただにしなければならぬわけです。将来は館山市において下水道も完備しなくちゃならぬ。ごみはただでごみだっで銭をとればいいと思う。ごみは市がやるからただにしちゃう、そんなばかかな方法はない。だから市が将来を考えてただにする考えをもっていいのかい。将来はどうするのか。ただそのつど委託業者から物価は上がっていますから上げてくださいと、内容を調査してもこれは個人のもだから幾らし尿の関係者が調べたって、入

れた石数はわかるけれども利益というものはこれはわからないもんなんです。だから相当利益になっているか利益になっていないかわからない。だから将来における館山市としてどう考えていくかということを質問しているわけです。

その次は事務所じゃないけれども山中が事務所と断定して、四人分払ったら承知しないと倍額を持っていくということをやつて山中は利益を上げてたんだ。どこへ聞いてもわかりますよ。四百円納めればいいものを千円持っていったらどうなるか。四百円で不当な利益を上げていく。確実にこういうふうになっていく。それから山中が困る面が出てくる。相当利益の落ち込みがくる。それらに対してあんたも厳格と申すけれどもどのような厳格さがあるか。部落の人が来ているだけで事務所と断定して取っていくんだ。かなり厳格にやると山中の収入が減ってくる。また上げてくれとくる。一人幾らでやつてチケット制にして、そういうときにはし尿課長がいかにして四人しかいないときちんと言えるか。それが言えるか言えないかはっきりしてもらいたい。

〇衛生課長（館石勘治君） 一般家庭の量が多くとられていく。こういうお話と承っておりますけれども、一般家庭でも不特定多数の人が多く入る場合、いまお話を聞いたことはよく調べなければわかりませんけれども、お花の先生、学校の子供たちをめぐりどうをみている家庭とか、こういううちだと一般家庭でもやはり多く使われるわけでございますので、それらの点は一一般家庭といえども従量制でお願いする。ただし、これを従量制にするしないの問題につきましては、市と業者と必ず確認をいたしまして今後実施してまいりたいと考えております。

将来の問題でございます。直営にした場合等を考えますと財政的にも非常に多額の費用を要するわけでございます。そういうような観点等から現行制度であったほうが市としては非常に利益でないかと考えております。

〇二二番（田村源治郎君） 私の考えでは将来は浄化清掃、そのようなものにしてだんだん減らしていかなくちゃだめだ。これをこのまま委託でこのまま銭がかかるからといっても、よそではとにかく浄化清掃代は月五万なり十万みんな出してやってという方法もあるわけです。だからとにかくこれをいつまでもやるか、ただ銭がかかるから。幾らかかってもこれは四千万ですよ。あんた四千万の金が現在の市で何とか切り詰めていったらただのことになってしまうんだ。人間の一番大切なことなんです。やる気になれば、幾らだって高くなっちゃうことなんです。業者にまかすべきことじゃないです。それをいつまでも長くいろんなことにとどまってる、業者でやれば業者というものはいろんなことをするわけなんです。私は将来ただに考えて市が全額をもって衛生処理ができないと、なぜごみをただにするか、ばく大な金ですよ。大体ごみだってきたないんだ、どう考えますか。これをやる気がないからいつも業者に委託して、これは時期を考えて、これは要望としましすけれども。

次は、とにかく山中がきて断定したら事務所だということを持っていてしまうんだから、承知しないんだから、これは必ずやりますからといってもいまままでやったためしがない。泣き寝入りして黙っているわけです。そこが山中の利益のつけ目なんだ。商売人はそこがつけ目なんです。その場合どうするかといったら

立ち会いますよといっても、いちいち立ち会ってもわかりっこない。こういう所はこうだときちんとすべきだ。これはこうだというところで間違っていればその点を確実に直すと言えはいいけれども、いい加減だと皆が困るんだ。その点を確実に、皆が山中に威張られて。まして今度のやつは条例違反の二日も休んでいるんだ。頼んでも三日も取りに来ない家がある。そう言う業者なら条例違反だ。今度の山中のやったことは二日間の条例違反だ。それをどうするかといったら、徹底することが守りきれなかったということとは確実に言えるということになるわけです。条例違反じゃないですか。車両検査とか新聞広告。罰する時は罰しなくちゃならない。そういう意気込みでやって。私の質問はこれで終ります。

〇九番（辻田 実君） ただいまの質問に関連しまして、まず二点について最初伺いたいと思います。

一つは現在この清掃問題をめぐりまして、市民と市の意見というものが必ずしも一致をみているというふうには思えません。この点についてどのように考えるかということについてまず質問したいわけでございます。

と申しますのは、市の条例に基づきまして清掃料金の別表第一の金額八十円、そして四十円というのは値上がりするわけでございますけれども、このことについていままでも論議は相当あったわけでございますけれども、この論議について適正に行なわれておるかどうかということですが、これは議員の中から適正じゃない、そこに問題があるんだということが相当出ております。いままでも私自身も市民から多くの意見を聞いております。この点がやはり一番問題だと思つてございまして、この点について

てはまず第一として実際にこの条例どおりに運営されておると思
つておるのか、運営どおりでないというのは一、二の特別な例外
としてあったのかどうか。その点について率直な把握をどのよう
にされておったのか、これは重要な問題ですから繰り返してここ
でもって質問したいわけでございます。

と同時にこの料金の値上げをするわけでございますけれども、
することによってそうした問題は完全に解消されるという見通し
具体策というものはあるのかどうか。過去の質問の中にもあ
りましたように毎回料金の改定をめぐりましてこれらの意見が出
ているわけです。意見は出ていてそういう問題は解決する、必ず
是正しますというやりとりがあるわけです。しかしながらやりと
りはあってもそれがなかなかおつてないということです。むし
ろそれがエスカレートしているんじゃないかというふうに受け取
られる状況があるわけでございます。この点について今度新しい
目安があるかどうか。仏の顔も三度ということでありますから。
私どもも実際問題として労賃の値上がり、さらには資材費の値上
がりというものをめぐりまして山中清掃社の決算等を見てまいり
ますと、また県下の周辺の料金等を見てまいりますと現行じゃ確
かに安いというのはわかります。多少これを上げることによって
そして経営というものは健全化させなければならぬというふう
に思いますけれども、しかしながらこの料金でいけば必ず補充し
なくても、赤字補充しなくてもいいということでございますけれ
ども、しりぬけになっている現状じゃどうにもならないんじゃない
か。私はここで値上げすることによって経営が健全化するとい
うことで、そうしたことで多少不正料金、水増し料金というもの

がなくならぬなら私はそういう面で前進だと見込まれるわけでご
ざいますけれども、そういう点についてはむしろいままでの例か
ら言っちゃつとまゆつば的なものがあるんですけれども。チケ
ット制という問題が出ております。それではちよつと満足ではな
いんですけれども、そのへんについてどう考えているかというこ
とが第一点。

第二点について、公共料金の値上げの段階、三月の議会の請願
書の採択と三月議会で提案されたものが引込められて、そして
再提案ということでなされたわけでございますけれども、この期
間の中にこの値上げについていま言ったような住民意識について
びつたりしたものがないというふうに思うわけでございます。そ
ういった点についてこの財政負担については私は市長自身の考え
方によってはそう大きな問題ではないんじゃないかというふうに
考えられます。ということは、この値上げそのものを認めまして
も五千万前後の総経費でございます。五千万の総経費について見
ますと確かに五千万の経費は大きいわけでございます。しかしな
がら一年間の予算において給食センターに対するところの補助金、
さらには放送センターに対するところの補助金、その他そういう
た関係のものを上げていきますと決してそのものはいまの財政
の中でもって致命的なものになるという論議ははまっていな
いんじゃないか。五千万の範疇でしたらいままでの館山市政の中、特
に本間市政の中において行なってくる行政の中においてもう少し
隘路があるんじゃないか。これは単に料金だけで解決できない問
題があるんじゃないか。もう少し山中清掃社と市との関係の中
において補助金を出す所は出す、そして料金との関係、料金のも

つれ合いが市民に対しての負担という形でもってかぶさるという
ことについてはかなり行政的な責任というものもまぬがれないん
じゃないかというふうに思うわけでございます。そこでもって先
ほど前議員が質問しましたようにこれに対するところの補助ない
し市営化に対するところの考え、そういうものはどの程度進んで
おるのか明確にされてないようでございますので、もう少し具体
的に聞かしていただきたいというふうに思うわけでございます。

以上二点について。

○衛生課長（館石勘治君） 市民の了解が料金に対してできてない
んじゃないかというお話だと考えますが、その点につきましては
条例はいつも改定ごとに市民によく知られるいろいろの方法で送
っておるんでございますが。

なお、いまの料金の改定のような考え方をお持ちでございます
が、御承知のとおりいまトイレの中にもいろんな構造のトイレが
入ってきているわけでございます。一般家庭の中に浄化槽にされ
ない前の段階で簡易水洗便所方式というように構造のトイレが市
内にも入っておりますので、そういうものについては相当の水の
量があるわけでございます。そういうものについては従量制で取
っていただくというようなことをやっておるわけでございます。

それからただいまお話ししましたとおり、一般家庭におきまし
ても不特定多数と申しますか、そういう家庭に対しましてはその
ような料金を取っておるわけでございますが、この料金の取り方
につきましては先般七月十五日付の市の広報で、実はこういうふ
うになっているから今後料金の支払いについて考えてもらいたい
というふうな広報を流しておりますので、その中で水を多く使うもの

とそれから一般家庭でも人が多く出入りするところはそういう形
に一般家庭の中から除くからというようにすることを市民にらしめ
ているわけでございます。

それで今後この料金の決定をどうするかということございま
すが、これにつきましては先ほど申し上げましたとおり業者と市
と立ち会いまして市が決定するというような方法を今後とってま
いりますので御了承願いたいと思います。

それから今後の問題でございますけれども、先ほど市長さん申
し上げましたとおりでございます。

○議長（吉田勇治郎君） 他に御質疑ございませぬか。— 御質疑
なしと認めます。

委員会付託の省略

○議長（吉田勇治郎君） おはかりいたします。本案を委員会付託
を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませぬか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。

討 論

○議長（吉田勇治郎君） 討論を行ないます。

○一〇番（渡辺軍治郎君） 料金値上げの問題については質疑の中
でかなり明らかにしたんですが、この程度の値上げは従業員の人
件費を引き上げるという前提に立って認めなければならぬとい
うんじゃないかというふうな受け取り方をしております。

しかし、質疑の中で申し上げましたように、いま公共料金が軒

並みに上がるといふことで、これが物価に拍車をかけるといふような情勢の中でそのままストレートで認めるといふことには私は賛成できない。他市でやっているようなやはり凍結の方法をとって、市の予備費一千万円のうち全部繰り入れてやれとは言いませんが、その半分の五百万ぐらいはこれを市のほうで肩がわりするといふことでいくならば、くみ取り料金で十円、浄化槽で五円ぐらゐの値上げで済むわけです。これは軒並み公共料金を上げるといふ情勢の中で私は市のほうがかつぱり物価を押さえていくといふ立場に立って、市のほうがかつぱり点ではめんどうをみるべきではないか。このことは三月議会で千葉県職員組合のほうから公共料金のストップという請願が出て、議会でも採択しているわけです。当然市民生活のことを考えて公共料金の値上げが一般の物価にはね返ってくる。拍車をかけるといふことを考えますと、この値上げの一部分を市が肩がわりするといふようなことについて提案しましたが、市のほうではそういう考え方がないといふことなのか、一応くみ取り料金の値上げはやむを得ないとしても市のほうのそういう市民に対する負担をできるだけなくするといふようなことについての考えがないので、この条例については反対の立場を取りたいと思います。

〇一八番(安西益男君) 基本的にはたいへん値上げについては抵抗といふような感覚がないわけではないと思いますが、しかし実情からしてすでに聞くところによりますと一カ年前陳情が出ておるといふようなことで、昨年来のああいう実態から大変不正があったといふようなことから三月議会におきまして追及し、その後

点もあります。公共的要素といふこともありますがけれども、これをやはり個人的な立場を、いつまでも赤字的な経営といふものは成り立たないといふ点から、さらにはまた日本の大企業のような反社会的行為といふものとは違っておしつけていつまでもやっているという性質のものではありません。今回の値上げについてはほんとうにもしこれが通らんといいことになりまして、当然業者も営業をやめるでしょうし、そういったときの責任は結局市といふことになりまして大きな問題にもなりますし、最小限の値上げについては万やむを得ないではないかといふ面から賛成の立場をとりたいと思います。

〇議長(吉田勇治郎君) 他に討論ございませんか。― 討論なしと認めます。

採 決

〇議長(吉田勇治郎君) 採決に入ります。本案に対する採決は起立により行ないます。

採決いたします。本案を原案どおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇議長(吉田勇治郎君) 起立多数。よって本案は原案どおり可決されました。

午前の会議はこれにて休憩とし、午後一時十五分再開いたします。

午後零時十一分 休 憩
午後一時十八分 再 開

○議長（吉田勇治郎君） 午後出席議員数二十六名。休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の上程

○議長（吉田勇治郎君） 日程第四、議案第五十一号 館山市国民健康保険税条例の二部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第五十一号 館山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

質疑応答

○一〇番（渡辺軍治郎君） まずお伺いしたいのは、課税の配分率で所得割が四二%から四五%に三%引き上げられておりますが、案分率のほうを見ますと百分の百四十一が百分の百六十四と一六%しか上がってないわけです。そのほかに資産割りのほうはかわりませんが、大体案分率のほうで見ますと百分の四十二が百分の五十八ということで三八%のアップになっております。しかし均等割りと同等割りを見ますとこれはかなり大幅な案分率では値上げになっております。六六%、六一%と案分率で言うくと大幅な値上げになっておりますが、特に均等割りについてはこの上げ幅だと家族の多いところは相当大きな負担増しになると思うんです。こういうような配分についてもっと所得割りのほうを大幅にして均等割りと公平割りのほうはもう少し安くするようにできなかつたかどうか。そういう点をひとつお伺いしたいと思います。

それからもう一つは、これは三月予算議会では四八・二%、今

回の改正によりますと四%減になっておりますが、いずれにしても大幅な値上げになるわけで市民負担は相当大きくなることははっきりしています。そこでお伺いしたいことは最高限度額を八万円が十二万円になりましたけれども、最近の所得の状況を見ますと長者番付などを見ても大体不動産所得、土地を売って高額の収入の人がふえていると思うんです。そういう状況の中でこの最高限度額十二万円を超すようなそういうのが件数にしてどのくらいあるか、この二点についてお伺いしたいと思います。

○税務課長（越路良夫君） お答え申し上げます。

まず第一点の案分率、配分割合についてでございますが保険税につきましては御承知のようにほかの税金と違いましたけれどもだけ調定しなきゃいけないか、それをもとにしましてそれぞれの率を決定するわけでございます。この基本的な考えにつきましては先日の際御説明申し上げましたように低い所得に対するものについても上げ幅等を極力圧縮するというところでやったわけでございまして、先ほどの所得割りにしてもっと上げればいいじゃないかというような御趣旨のようでございますが、この保険税の場合に低所得者に対する、条例で言いますと十二条の關係の軽減關係、あるいはみなす世帯主、これに対する軽減措置、なお限度額をオーバーするものに対する対策、それらの中でそれぞれの配分割合を決るわけです。したがって例えは所得割りにおいて相当の率をこの配分割合に加えた場合に、結果的には課税限度をオーバーする世帯がふえ、なおそれに伴っての切り捨て額が増高するということになるわけでございます。

なお、所得割りのもとになります市民税の所得割り、国保の全

世帯に対する割合につきましては五〇%をやや欠けるといふものの中でそれぞれの率を考慮したわけでございます。

なお、均等割り、平等割りの面につきましてはこれは総体で応益三%を配分割合において減をしたというような中で、極力被保険者に対する均等割りの負担割合と申しますか、負担額を減らしたいというために三%のうち二%を減ずるといふようなことによつてこの率をきめたわけでございます。

課税限度額現在八万円でございますが、これを十二万円に上げた場合に該当する世帯でございますが、現在予測しております世帯は四百九十程度というふうに積算してございます。

〇一〇番（渡辺軍治郎君） ただいまの説明で課税の配分のほうですが、この影響が案分率のほうにあらわれてくるわけですが、ただいまの説明で所得割りのほうが三%上がつて、均等割り、平等割りで三%下げたということですが、所得割りのほうをもつと上げて、いわば三%は所得割りのほうへ持つていつて、均等割り、平等割りは前と同じというようなことにはなかなかないものかどうか。やはり均等割り、平等割りというのは、家族数の少ないところは平等割りというふうなものは一応負担があつても、均等割りというのは家族数が多いほどこれは保険税が相当大きな負担になるわけで、そういうところが家族が多いからそれだけ医者にかかるといふとそうでもないと思つて。そういうような点で均等割りが特に高過ぎるんじゃないかというふうに考えますが、こういう点で特に均等割りの問題では二%下げておりますが、もっと下げられないものかどうか。そこらは全体の割合もあると思つて、ここらをもつと聞きたいと思つて。

〇 税務課長（越路良夫君） 今回の原案としましては所得割りで四

五%、課税の配分割合として見ようということを出してございすが、仮にこれを上げた場合にたとえば具体的に申し上げますを試算する段階でいろんな割合、あるいは配分割合等を試算したわけでございますが、たとえて申し上げますと現在の所得割り、この案として四五を出したわけでございますが、これを四九にした場合どうなるか、もちろん四九%にすることによりまして応益のうちの均等割り、平等割りが必然的に下がるわけでございますが、それを下げた場合にどういふ結果になるかということでもございすが、その場合にはおおよそ千五百万円程度を調定額において下回るといふような結果が出てまいるわけでございます。

御承知のように保険税につきましては四つの要素がそれぞれからみ合ひまして、この総額が今回においての調定見込みにおきましては三億一千万余のものを得ようとするわけでございます。その中で所得割りのみに集中するということは、むしろ全体に対する影響と申しますか、調定額の総額に達しないという結果も出るわけでございまして、そのへんにおいてこの率にすればやや全体の中での調整がとれるということであろうなつたわけでございまして。

〇一〇番（渡辺軍治郎君） そうしますと一千五百万ぐらいの金がある程度調定するといふようなことでもかなり配分するの困難だといふことですが、十二万以上の該当者が四百九十人ある。最高限度額を十二万円で押さえるといふことはこれは国の一つの方針かも知れませんが、国民健康保険税ですから市独自で最高限度をもつと上げるとかやめるとか、そういうことはできないものか

どうか。もしこの限度額を引き上げる。あるいはなくすということであれば十二万円以上の四百九十件というよりなところから入る金で、これは相当高額なものですから、件数は少なくても相当の金が補充できるんじゃないかという気もしますが、そういう点はどうなんでしょうか。

○ 税務課長（越路良夫君） この課税限度額の十二万円でございますが、これにつきましては本年三月の地方税法の一部改正によりまして、従前八万円まで徴収できるといふ額が十二万円に引き上げられたということでございます。

○ 議長（吉田勇治郎君） 他に御質疑ございませんか。——御質疑なしと認めます。

委員会付託の省略

○ 議長（吉田勇治郎君） おはかりいたします。本案を委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。

討 論

○ 議長（吉田勇治郎君） 討論に入ります。

○ 一〇番（渡辺算治郎君） 私は保険税の値上げについては三月の議会で一戸当りで三万六千八百九十九円になり、四八・二%の値上げは市民生活を非常におびやかすということで反対してきました。今回の確定によって四四・二%、これでもかなり大幅な負担になると思っています。これはここでは条例で配分率とかそういうものを

をきめておりますが、根本としては四四・二%の値上げを前提にしての配分率の、あるいは案分率の改正ですから当然これは値上げを認めたと、こういうことを認めることになるわけですから、そういう点について私は今回四四・二%上げたとしても一戸当りで三万五千八百二十五円というかなり大きな負担になることは間違いない。いまの物価情勢やそういうようなところから国民生活が非常におびやかされているというような中で、この議会でもくみ取り料金の値上げをきめるということ、市民の負担がますます大きくなり、これから公共料金の一斉の値上げということも考えましてこの値上げが市民生活に及ぼす影響が非常に大きい。しかしこの根本的な解決は、結局医療費が増えればそれが保険税にはね返ってくるという仕組みにならざる以上、この問題を解決するにはどうしても国の負担金、あるいは調整交付金というやうな国の補助、そういうものを引き上げない限りこの問題は解決されなれないと思っています。政府が福祉行政に転換するというような立場に立てば当然国民医療の問題としてもっと負担金や補助金を出して、社会保障とは言えないまでも相互扶助ということになっておりますけれども、これは国の保険行政でありますから当然国が負担を大きくするように、市当局が医療費の値上がり分を保険税にかぶせるということではなしに、国に向かってそういう国庫負担金や補助金をますようなそういう運動をする方向で、国民健康保険税を値上げしないでいくような、値上げするにしてもっと小幅な値上げで済むような方法で解決する方法を私たちは要求したいと思います。

さらに、先ほど申し上げました、特に均等割り、世帯割りとい

りような一般の家庭で家族数の多いところではその負担がかなり重むというところで、配分とか案分率については先ほど四九%にするというような例が出されましたけれども、結局所得の多い人が多く負担するという方向を取らないと一般の家庭の負担が相当大きなものになる。そういう点ではこの配分の割合をもう少し一般の負担にならないように、高所得者が負担するような方向で解決すべき問題だと思えます。

以上の点について異議があるし、大体大幅値上げについて反対するものであります。

○議長（吉田勇治郎君） 他に討論ございませんか。― 討論なしと認めます。

採 決

○議長（吉田勇治郎君） 採決いたします。本案についての採決は起立により行ないます。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（吉田勇治郎君） 起立多数。よって本案は原案どおり可決されました。

議案の上程

○議長（吉田勇治郎君） 日程第五、議案第五十二号館山市酪農振興事業資金利子補給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第五十二号 館山市酪農振興事業資金利子補給条例の一部

を改正する条例の制定について

○議長（吉田勇治郎君） 御質疑願います。御質疑ございませんか。― 御質疑なしと認めます。

委員会付託の省略

○議長（吉田勇治郎君） おはかりいたします。本案を委員会付託並びに討論を省略して、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。

採 決

○議長（吉田勇治郎君） おはかりいたします。本案を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決されました。

議案の上程

○議長（吉田勇治郎君） 日程第六、議案第五十三号館山市消防賞じゅつ金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第五十三号 館山市消防賞じゅつ金条例の一部を改正する

条例の制定について

○議長（吉田勇治郎君） 御質疑を願います。御質疑ございません

か。― 御質疑なしと認めます。

委員会付託の省略

○議長（吉田勇治郎君） おはかりいたします。本案を委員会付託並びに討論を省略して、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。

採決

○議長（吉田勇治郎君） 採決いたします。本案を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決されました。

議案の上程

○議長（吉田勇治郎君） 日程第七、議案第五十四号館山市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第五十四号 館山市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

定について

○議長（吉田勇治郎君） 御質疑願います。御質疑ございませんか。― 御質疑なしと認めます。

委員会付託の省略

○議長（吉田勇治郎君） おはかりいたします。本案を委員会付託並びに討論を省略して、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。

採決

○議長（吉田勇治郎君） 採決いたします。本案を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決されました。

議案の上程

○議長（吉田勇治郎君） 日程第八、議案第五十五号あらたに生じた土地の確認について及び議案第五十六号あらたに生じた土地を市の区域内に編入することについてを議題といたします。

議案第五十五号 あらたに生じた土地の確認について

議案第五十六号 あらたに生じた土地を市の区域内に編入することについて

ことについて

○議長（吉田勇治郎君） 御質疑を願います。御質疑ございませんか。― 御質疑なしと認めます。

委員会付託の省略

○議長（吉田勇治郎君） おはかりいたします。本案を委員会付託

並びに討論を省略して、直ちに採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。

採 決

○議長（吉田勇治郎君） おはかりいたします。本案を原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決されました。

議 案 の 上 程

○議長（吉田勇治郎君） 日程第九、議案第五十七号館山市都市公園条例の一部を改正する条例の制定については議題といたします。議案第五十七号 館山市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉田勇治郎君） 御質疑願います。御質疑ございませんか。御質疑なしと認めます。

委員会付託の省略

○議長（吉田勇治郎君） おはかりいたします。本案を委員会付託並びに討論を省略して、直ちに採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。

採 決

○議長（吉田勇治郎君） 採決いたします。本案を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決されました。

議 案 の 上 程

○議長（吉田勇治郎君） 日程第十、議案第五十八号市道路線の変更について

議案第五十八号 市道路線の変更について

○議長（吉田勇治郎君） 御質疑願います。御質疑ございませんか。御質疑なしと認めます。

委員会付託の省略

○議長（吉田勇治郎君） おはかりいたします。本案を委員会付託並びに討論を省略して、直ちに採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。

採 決

○議長（吉田勇治郎君） 採決いたします。本案を原案どおり可決

するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田勇治郎君) 御異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決されました。

議案の上程

○議長(吉田勇治郎君) 日程第十一、議案第五十九号参議院議員の通常選挙における投票管理者及び投票立会人の報酬額に関する臨時特例条例の制定についてを議題といたします。

参議院議員の通常選挙における投票管理者及び投票立会人の報酬額に関する臨時特例条例の制定について

○議長(吉田勇治郎君) 御質疑願います。御質疑ございませんか。――御質疑なしと認めます。

委員会付託の省略

○議長(吉田勇治郎君) おはかりいたします。本案を委員会付託並びに討論を省略して、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田勇治郎君) 御異議なしと認めます。

採決

○議長(吉田勇治郎君) 採決いたします。本案を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田勇治郎君) 御異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決されました。

議案の上程

○議長(吉田勇治郎君) 日程第十二、議案第六十号損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

議案第六十号 損害賠償の額の決定について

質疑応答

○一〇番(渡辺軍治郎君) 六十号、六十一号に関係するかもしれませんが、市の職員が事故を起こした場合の損害賠償なんです。交通事故がかなりやかましく言われているときに市の職員が交通事故を起こすということは、特別に地方公務員という地位にあって世間一般に与える影響というものは非常に大きいと思うんです。こういう事故を起こした場合、現場の状態をみないとどちらに過失があったということはここでははっきりしないと、思うんですが、こういう事故が起ってからどうこうといっても始まらないわけ、これはあとのものとも関連しますが、相手が子供である場合、一たん停車しないで事故を起こしたというよりなことになるって、おられますが、当然子供が前にいるというよりなことがわかれば停車して行くぐらいの注意力は持たなければいけないと思うんです。交通事故に対する市のほうの、交通課のあれになると思うんですが、そういう監督指導といいますか、そういうものをどのようにかやっているかお聞きしたいと思います。

○衛生課長（館石勘治君） 議案第六十号の事故の件でございますが、満二歳になる女の子でございます。ちょうど場所は那古の藤の木通りでございます。ちょうど二歳の子供さんが母親のところから飛び出そうとしたので発見して一応停車したんでございます。ところが母親が危ないからといって子供を呼んだんでございます。呼んで母親のところへ来たからだいじょうぶじゃないかといって運転手さんがスローで出て行っただんでございますけれども、そのとき子供が急にまた飛び出してまいりまして大急ぎでブレーキを踏んだわけでございますが、前輪にぶつかってころんで頭をぶつたわけでございます。

運転手に対しては私たち常日頃スピードは出さないで前方を注意しながらやってもらいたいということはそのつどお話ししてあるわけでございますが、スピードとかそういう点については十分注意してあるんでございますが、とにかくこういう突発的に相手のほうから出てまいりますものについてはなかなか防ぎきれないというよりな立場でございます。本件についてはまことに運転手さんとしても何とも防ぎようがなかったんだけれども、相手がきてしまったのでブレーキが足らなかつたというよりな関係でございます。以上でございます。

○二八番（田中祿郎君） ちょっとお伺いしますが、議案第六十号の損害賠償の関係でございますが、ただ接触事故ということとありますが、これが昭和四十八年の八月十四日になっておりまして、いままで解決しない理由をひとつ御説明願いたいと思います。

○衛生課長（館石勘治君） 非常に遅れました点まことに申しわけないと思っております。実はこの件は八月の終りに示談が成立し

たわけでございます。ところが八月の終りなので九月の議会に出せなかつたわけでございまして、たまたま九月になりました。六十号の議案の事故が発生してしまつたということでございまして、この件と一緒に実は御報告、御承認を得ようという考え、実は遅れたわけでございます。

○二八番（田中祿郎君） そうしますと六十号と六十一号を一緒に解決しようというふうに私いまあれしたんですが、二万五千三百六十円くらいの金を一年も放つて置くということは私は被害者に対して市の方にしても非常に不名誉な話じゃないか、要するに事故があれば早急に解決するのがあたりまえのことです。たとえば六十一号にしてもまだ示談になっておりませんが、これだつて一年かかつておるし、これは人身事故ですから向こうの納得がいけない場合は一年も二年もかかる場合があるでしょうが、こういうふうなことは早急に解決すべきがあたりまえだと思つて、たとえ一件一件片づけていっても差しつかえないと思つて、これをしようがないから五件あつたら五件一緒に解決しようじゃないかというよりなことでは私は困ると思つて、市民感情としまして市民が事故を起こした場合にもなるべく早く解決してやるということが市の立場だと思つて、

この前の議会でも申し上げましたが、実は市には事故の賠償の額とか予算とかというものが全然ないんでございます。ですから伺いましたら事故を起こした場合は皆さんの互助金の中から出していくとかそういうようなことをやっていらつしゃいましたから、私はこれは市長さんのいわゆる権限で何万円以下はそのとき、おそらく見舞金を持っていかなくちゃいけないだろう。菓子の一

折りぐらい持っていかなくちやならないだろうということである。私がいふことをお願いしましたら、一こうに予算に見られない。私が申し上げるのは最後は議会として決定すべきことです。議会の発言を封ずるわけではございませんが、最後の処理は議会の同意を得て決めるべきだと考えておりますが、その間に見舞に行くとしても空手じゃいけないと思ふんですよ。五千円でも一万円でも使ひ物を持っていくとか、入院の幾分なりとも持っていって親切にしてあげるのが市の立場じゃないかと思ひますが、はたして予算にも載っておりませんし、これからはきまますと要するに議員がきめて出すべきだという法律があるわけですが、これはやはり執行部で議長さんなりいろんな方にお願ひして、こういうあれを出したいからというふうにやってくるのが市の立場じゃないかと考えまして、私がこれを質問したのは十二月の市会だったと思ひますよ。この事故が出てこないうちじゃないかと思ひますが、そういうこともはたして市でもってやっていたらどうですか。これは市長さんでも助役さんでもいいからお答え願ひたいと思ひます。

○市長（本間 譲君） たいま田中議員さんからまことに当然な処置の御注意を受けたわけでございますが、まことに処置がよくなくて申しわけないと考えております。これからは速やかに市長の権限でやれるものはやって、専決処分といひますか、そういう形でもとって早く市民に損害を補償しよう。こういうことをお答えいたしまして答弁といひたいと思ひます。

○二八番（田中祿郎君） 専決処分といひますと議会関係でして、議会の意見を封ずるとか議員の意見をなくすというふうな考えられますから、市長が何万円まではひとつ皆さん認めてもらいたい

こちらで事前にするからという条件をつくってしかるべきじゃないかと考えております。やはり最後の金額に対しては議場でもってこれを了解しなければ私は出しちゃいけないもんだろと思ひます。ですからその間に、要するに交渉とかという場合に市長さんがおそらく何万円以下のものはひとつやるといふような条件でもつくっていただければスムーズにいくんじゃないかというふうにお考えますが、その考えはおありですか。

○助役（畠山 伝君） 先般もそうした御意見をちょうだいいたしましていろいろ内部での検討はいたしましたわけでございますけれども、いざれにいたしましてこれは議員さん方の議決事項になつておりますので、今後十分意を体しまして事務局の方々と相談をいたし、また皆さんにお願ひするものはお願ひする方向で検討してまいりたいと思ひます。

○二〇番（君塚喜三君） 市では自動車に対して保険に入っておりますか。自賠法だつていま死亡の場合は百万まで出ることになった。この間まで五十万だった。傷害の場合は五十万出ております。そのようにいまでは任意でも自賠法でも一千万まで出ることになったわけですね。ですからこういうものは必要ないと思ひますけれどもいかがでございますでしょうか。

○衛生課長（館石勘治君） もちろん保険は入っております。しかしながら市は保険が入るほうは歳入にいたしますし、出すほうは歳出にいたしますので、このような形式をとっているわけでございます。

○議長（吉田勇治郎君） 他に御質疑ございませぬか。――御質疑なしと認めます。

委員会付託の省略

○議長（吉田勇治郎君） おはかりいたします。本案を委員会付託並びに討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。

採決

○議長（吉田勇治郎君） 採決いたします。本案を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決されました。

議案の上程

○議長（吉田勇治郎君） 日程第十三、議案第六十一号損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

議案第六十一号 損害賠償の額の決定について

質疑応答

○一〇番（渡辺軍治郎君） 前と大休同じようなあれですが、この事故は二カ月間という重傷ですが、額が六十八万九千七百六十九円ですが、改正前の損害賠償保険でも五十万までは有効ですからこれは請求の方法として入院して治療したと思うんですが、入院

費その他については被害者が損害賠償の請求をしたのか。これはあとで治療やなんか本人が払ったあとで加害者請求で保険金を受け取ったのか、そこらはどういうことなのか。

○衛生課長（館石勘治君） 病院等の支払いは一時共済金をお借りしてそちらのほうから支払っております。

○一〇番（渡辺軍治郎君） そうすると共済金から借りて市のほうが入院費その他を支払って、慰謝料なんかも当然含まれていと思うんですが、加害者請求は大休示談といいますが、そういうものが決定してから請求したということですか。

○衛生課長（館石勘治君） 入院等の場合はそのつどそのつど料金がわかりますので立て替え払いをしたわけでございますが、そのほかの示談の問題につきましては、示談はこの額で示談ができるということとまいった段階で立て替え払いをしております。

○議長（吉田勇治郎君） 他に御質疑ございませんか。―御質疑なしと認めます。

委員会付託の省略

○議長（吉田勇治郎君） おはかりいたします。本案を委員会付託並びに討論を省略して、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。

採決

○議長（吉田勇治郎君） 採決いたします。本案を原案どおり可決

するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田勇治郎君) 御異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決されました。

日程の追加

○議長(吉田勇治郎君) おはかりいたします。ただいま市長から議案第六十二号館山市国民宿舍の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案が提出されました。この際これを日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田勇治郎君) 御異議なしと認めます。よってこの際議案第六十二号館山市国民宿舍の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を日程に追加し、議題とすることに決しました。議案を配付いたさせます。議案の配付漏れはございませんか。配付漏れなしと認めます。

議案の上程

○議長(吉田勇治郎君) 議案第六十二号館山市国民宿舍の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。議案の朗読を願います。

(書記朗読)

議案第六十二号 館山市国民宿舍の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案の内容説明

○議長(吉田勇治郎君) 議案の説明を求めます。
○鳩山荘支配人(野中圭太郎君) 御説明申し上げます。

先般の新聞、テレビ等で御承知かと思いますが、昭和四十九年六月十一日付をもって環境庁自然保護局長よりの通達によりまして今回国民宿舍利用基準料金の改定があったわけでございます。改正の理由を申し上げますと、昨年来人件費及び物件費等の高騰によりまして国民宿舍の健全な運営が難しくなっておりますと同時に利用者に対するサービスの低下を招くおそれがあるということで、これに対処するために今般国民宿舍の利用料金を改正するわけでございます。

条例中第五条でございますが、五百円を八百円に改めるといのは、ただいま予約金を一人一泊につきまして五百円を預っているわけでございますが、これを八百円に改めるわけでございます。

次の利用日の七日前ということでございますが、現在は利用日を除く五日前でございますが、それを七日前に改めまして、さらに十五名以上の団体の場合は十日前というふうに改めたいわけでございます。これはこの間に予約の取り消しがあった場合は予約金を還付するわけでございます。

次の三項中三日前と七日前でございますが、現行では三日前にキャンセルがあった場合には全額をいただくわけでございますがそれを七日前に改めるわけでございます。これ以降にキャンセルがあった場合には予約金は還付しないということでございます。次の別表でございますが、これは宿泊料でございますが、九百八十円、七百八十円、四百八十円はそれぞれおとな、中学生、小

学生でございまして、これを千三百円、千百円、八百円に改めます。

次の二百四十円は朝食でございまして、これを三百円に、五百八十円、これは夕食でございまして七百円に改めます。

次の暖房でございすけれども、今回の改正に伴いまして暖房及び冷房はその料金の中に加算されているということでございますので、現在鳩山荘の暖房はこたつを利用してゐるわけでございすますが、一人で一回五十円をちょうだいしてゐるのでございすけれども、そういうわけでこれを削りたいと思ひます。

次の四百円でございすますが、休憩料でございまして現在四百円をいただいておりますが、これを五百円に改めたいというように考ふるわけでございす。

そうしまして七月一日から施行したい、かように考へておりますのでどうぞよろしく願ひいたします。

○議長（吉田勇治郎君） 以上で説明を終ります。

暫時休憩をいたします。

午後二時 五分 休憩

午後二時五十八分 再開

○議長（吉田勇治郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 疑 応 答

○議長（吉田勇治郎君） 御質疑を願ひます。

○一〇番（渡辺軍治郎君） 国民宿舎の料金の問題ですけれども、

三月の議会では一応予算措置としては現行でやっていくというところで議決されてゐると思ひますが、環境庁の通達でこれが一律

に値上げをするというふうな事になつたとしてもそれぞれ地域の実情があると思ひますが、大体この値上げが人件費その他の一応値上がりというふうなものを見越しての値上げということになつてゐると思ひますが、ここに出された値上げの額だけですから、實際経理上一年間にどのくらいの収入とどのくらいの支出という事は明らかになつてゐないわけですから、そういう点について計算されてゐるのかどうか。その点をまずお聞きしたいと思ひます。

○鳩山荘支配人（野中圭太郎君） お答え申し上げます。

当初予算にもりました年間の利用数を勘案いたしまして、今回の五百円アップの残つた分でございすけれども、正式には計算してございせんが、おおよその見当を申し上げますと大体一万七千五百人ぐらゐは七月から三月まで入る予定でございす。それに五百円かけますと八百何十万という数が出るわけでございす。

その支出につきましては、まだ計算してございせん。

○一〇番（渡辺軍治郎君） この問題について、料金を環境庁できまつたから上げるのが妥当だということで、館山市は観光地として相当外部からお客が来るわけで、宿泊料金が安いというのは館山はいいとこだという、外来者に対する非常に大きな好感を持つとか悪感情を持つとか、そういう点では料金を上げたほうがプラスになるのか、やってみなければわかりませんけれども、一応少しの赤字が出るくらいなら料金を上げないでサービスをして館山はいいとこだという印象を与えることのほうが大事だと思ひますよ。だから實際いまの三月予算できめられたようにやっています。

て、それでどうしてもこれだけの赤字が出るんだというよりなことで補正するなり、それから来年度で改定するとかというよりな方法をとるのが妥当だと思ひますよ。ただ環境庁が上げたからそれに右ならえして上げるというのはあまりにも根拠が薄弱じゃないかと思ひます。もっと館山市というところを外部に好感を与えることのほうが大事じゃないか。経営の問題ですから独立採算でいって赤字になるというよりなことだ。たらそのときに考えるべきだと思ひますよ。そういうことを考えると何か上のほうできまつたから上げなくちゃいけないんだというよりなことではちよつと納得できないんですよ。そのへんの考え方、要するに宿泊料金というのは外来者が入ってきてそこでその地域の良い悪いを大体きめて、大きな宣伝の役割も果たすわけですからそういうようなことを館山市独自でどういうふうに判断するか、環境庁との関連でそのへんの考え方、基本といひますか、そういうものをお聞きしたいと思います。これは市長さんに。

○市長（本間 譲君） 値上げをしないほうがこれはいいにきまつていることをごさいますけれども、現在においては仕入れのものが高くてほとんど赤字らしいです。結局上げようとする額はおとなは二千三百円というふうになるわけですが、いま民宿が二千四百円ですが、そうなると赤字も続くし、民宿をあてにしている業者がありますからそれにも影響するし、そのみならずいまの仕入れでは高いからこのままではやっつけていけないから早く上げなくちゃいけない。この間東京で会議があったときに環境庁の局長さんがいらつしたから言つたんですよ。これじゃとても赤字で困るからひとつ何とかしてくれ、あんたのほうでやらなくちゃ。

たちは独自で六月市会で上げるからということを言つたんですが、そしたら局長はそんなことは言わずにいま検討しているんですからひとつがまんしてくださいということであつた、それは実際鳩山荘の仕入れなんか聞いてみるとなかなか容易じゃないですね。それがためにもうかるといふことじゃなく、ただそれだけかけないといけないというものと、もう一つは民宿を圧迫する。両面から考へてお願いしたいというわけでございますから、どうぞよろしく。

○一〇番（渡辺軍治郎君） 市長さんの答弁では一応民宿とか現行の料金では仕入れなんか考えたと無理だろうということが中心になつてゐるわけですが、私が先ほど言つたのは国民宿舎といへば公共の施設ですから、そういうところから値上げすることによつて一斎に値上げするというようなことも考えられないことはないわけです。特に館山に観光で夏のシーズンに入ってくるお客に対するサービスの問題、印象としては料金が高いより安いほうがいいといふことだと思ひますよ。だから実際が赤字になるといふようなことだつたら当然値上げしなれないと思ひます。ただ環境庁の通達だけで上げていいか。館山市にとって観光上の立場からそういうやり方でいいかどうかということも問題にしているわけですよ。意見が食い違ひますからこれ以上は質問ありません。

○議長（吉田勇治郎君） 他に御質疑ございませんか。— 御質疑なしと認めます。

委員会付託の省略

○議長（吉田勇治郎君） おはかりいたします。本案を委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。

討 論

○議長（吉田勇治郎君） 討論に入ります。

○一〇番（渡辺軍治郎君） いま質疑で申し上げましたように、私は環境庁の通達が出たからすぐに上げるといふような機械的なやり方ではなしに、もっと実績を見てその上に立って上げるとか、そういうようなことできめるのがいいと思うんです。ということではこれは外来者といえますか、観光客そういうような人たちが利用するわけですから館山の宣伝にとって大きな役割を果たしていると思うんです。館山へ行ったら宿泊費が非常に安い。いいところだということを考えますとやはり安いことよりいいことではないわけですよ。そういう館山へ来るお客に対してよい感じを持たせるためには現行料金でいい、そして先にいってどうにもやりきれない段階で値上げを決定するというふうに行くことを私は主張いたしました、この値上げには反対いたします。

○二番（林 豊君） 私は賛成の立場から討論を行ないます。

いま市長さんのほうからも御説明がありましたし、現在の経済状況からしてこのくらいはしかるべきだろうというふうな考えます。ただ安い、高いことを論ぜられているようですけれども、これはおのずから品物がいいから高い、品物が悪いから安いんで、私は先般鳩山荘を見てまいりましたが施設も充実をしてない、ず

いぶん古い。全国でこういうふうなことをやって値上げをするならばみんなと同じに上げて、もうけるところはもうけて、施設を充実して、うまいものを食わせて初めて安いんであって、梅干しとおこうこを食わせて幾ら安くても安くはない。そういう観点から私は値上げに対して賛成いたします。

○議長（吉田勇治郎君） 他に討論ございませんか。― 討論なしと認めます。

採 決

○議長（吉田勇治郎君） 採決に入ります。本案の採決は起立により行ないます。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（吉田勇治郎君） 起立多数。よって本案は原案どおり可決されました。

日 程 の 追 加

○議長（吉田勇治郎君） おはかりいたします。本議会の申し合わせにより常任委員会委員の改選を行ないたいと思います。これを本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。よって常任委員会委員の改選を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

常任委員会委員の選任

○議長（吉田勇治郎君） おはかりいたします。ただいまの決定により現在の常任委員会委員は全員それぞれ辞職し、全委員会とも欠員となったことに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。よって決定いたしました。

おはかりいたします。ただいま決定されましたとおり各常任委員会とも欠員となりましたので、本日直ちにそれが選任を行ないたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。よって本日直ちに選任することに決しました。

これより各常任委員会委員を本市議会委員会条例第四条の規定により選任いたします。各常任委員会委員の氏名を書記をして朗読いたします。

○書記（脇田元始君） 朗読いたします。

総務委員会委員 飯田義男さん、辻田 実さん、吉田勇治郎さん、山本 昇さん、安沢徳順さん、田中 禄郎さん、秋山六三郎さん。

経済委員会委員 藤田益治さん、栗原一雄さん、鈴木 稔さん、近藤好雄さん、渡辺昭夫さん、和田一郎さん、島野茂樹郎さん。

文教民生委員会委員 望月照正さん、辻井謹爾さん、流山源次郎

さん、渡辺覃治郎さん、五十嵐 昇さん、安西益男さん、西村真次さん、遠山ヨネ子さん。

建設委員会委員 菊井敏博さん、君塚喜三さん、林 豊さん、石井武敏さん、伊賀多朗さん、鈴木市蔵さん、田村源治郎さん。

○議長（吉田勇治郎君） ただいま朗読いたしましたとおり各常任委員会委員に選任いたします。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。よって決定いたしました。

この際同条例第五条の規定により各常任委員会において互選されました正副委員長を報告いたします。

総務委員会委員長 秋山六三郎君 同副委員長 安沢徳順君
経済委員会委員長 藤田益治君 同副委員長 栗原一雄君
文教民生委員会委員長 流山源次郎君 同副委員長 渡辺源治郎君
建設委員会委員長 林 豊君 同副委員長 石井武敏君
なお、この際申し上げます。

議会運営協議会委員 西村真次君、渡辺昭夫君、望月照正君、菊井敏博君、石井武敏君、遠山ヨネ子君、林 豊君、辻田 実君。

以上八議員君が選任され、互選の結果委員長に西村真次君、副委員長に菊井敏博君が決定されましたので報告いたします。

閉

会 午後三時十五分閉会

〇議長（吉田勇治郎君） おはかりいたします。本定例会に付議されました案件は全て議了されました。よって会議規則第七条の規定により本日をもって第二回市議会定例会を閉会いたしましたと思
います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。よって本定例会はこれにて閉会することに決定いたしました。

〇本日の会議に付した事件

- 一、報告第一号
- 一、議案第四十七号、議案第五十号乃至議案第六十一号
- 一、日程追加 議案第六十二号
- 一、日程追加 常任委員会委員の選任

地方自治法第二百二十三条第二項の規定により署名する。

館山市議会議長

吉田勇治郎

館山市議會議員

小中昇

館山市議會議員

田村信治郎

